

# たかまちみどり企画及び参加型ワークショップ業務委託仕様書【R8・R9・R10】

## 1 件名

たかまちみどり企画及び参加型ワークショップ業務委託

## 2 目的

本業務は、高島平地域交流核形成まちづくりプランに掲げる交流核の形成に向けた協働によるまちづくりの推進の一環として、公共空間のみどりを活用した参加型・体験型ワークショップを3年間に渡り段階的に実施することにより、まちのみどりへの愛着を深めると共に、「触れる・活用するみどり」の場を提供し、高島平のまちのみどりに関わる地域の人材を発掘・育成することを目的とする。

併せて、参加する地域の子どもから大人まで幅広い層が自ら学び、考え、実践する事により、生きる力を育むことを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和9(2026)年3月31日まで

(令和9年度は、令和10(2027)年3月31日まで・令和10年度は、令和11年(2028)年3月31日まで)

※契約は単年度ごとに締結し、当該年度の予算が議決され、かつ前年度の履行状況が良好であると認められる場合は、翌年度も同一事業者と契約することができる。

## 4 本事業の対象者

板橋区内に在住する、小学生～高校生までの児童生徒及びその保護者・まちのみどりに关心がある地域の大人

## 5 業務内容

### (1) コンセプト

いずれの業務についても、次のコンセプトを理解し、ワークショップを開催すること。

・まちのみどりを「知る」

身近な草木の種類や特徴、課題について知り、気づきを得ると共に興味・関心を育む。

・まちのみどりに「触れる」・まちのみどりで「つくる」

樹木を材として活かすための製材・加工工程について道具を用いて触れながら、実践的なものづくりにおける生きた学びを得る事に繋げる。

・まちのみどりを「つくる」

みどりを次世代につなぐための苗木づくりや、土づくりを行うことにより、自然素材の活用方法・自然循環などについて多様な学びを得る事に繋げる。

・まちのみどりが「つなぐ」

樹木の手入れや育成を通して、みどりが世代や学びをつなぎ、まちのみどりに対する愛着や知識・ノウハウを育む事に繋げる。

## (2) 企画提案について

高島平地域のまちづくりの主旨を踏まえ、高島平らしい地域の特色や資源を活かしながら、学びやまちのみどりに関わる実践につながる企画を提案すること。

### ① 令和8年度

旧高島第七小学校及び周辺の樹木をテーマとして、まちのみどりを「知る」「触れる」「つくる」をコンセプトとした体験型のワークショップを開催すること。「触れる」「つくる」については、旧高島第七小学校及び周辺の伐採樹木【別紙1】を活用したワークショップを年間最低4回程度（1回あたりの参加者数は最低20名程度とする※但し、同じ人が複数回参加する事を想定し、回数を重ねる事に参加者増に対応できるようにすること）開催すること。

伐採樹木については、予め区が2m程度の長さにし、旧高島第七小学校校庭で保管する予定。

開催場所は、主に旧高島第七小学校校庭とし、必要に応じて近隣の屋内外会場を区が手配する。

旧高島第七小学校の樹木一覧については【別紙2】を参照すること。

### ② 令和9年度（予定）

旧高島第七小学校及び周辺の樹木をテーマとして、区が別途発注する解体工事に伴い発生する伐採材を活用し、まちのみどりに「触れる」「つくる」をコンセプトとしたワークショップを開催すること。

実施場所は旧高島第七小学校校庭を想定し、必要に応じて近隣の屋内外会場を主催者にて手配する。実施回数は年間最低4回程度・1回あたりの参加者数は最低20名程度。

※但し、同じ人が複数回参加する事を想定し、回数を重ねる事に参加者増に対応できるようにすることとする。

### ③ 令和10年度（予定）

旧高島第七小学校跡地において、まちのみどりに「触れる」「つくる」「つなぐ」をコンセプトとした体験型のワークショップを開催すること。

実施場所は旧高島第七小学校跡地の暫定広場を想定し、必要に応じて近隣の屋内外会場を主催者にて手配する。実施回数は年間最低4回程度・1回あたりの参加者数は最低20名程度。

※但し、同じ人が複数回参加する事を想定し、回数を重ねる事に参加者増に対応できるようにすることとする。

## (3) 実施運営について

企画書に基づき、次のとおり、実施、運営を行うこと。

### ① 各ワークショップの実施にあたり、運営マニュアルを作成し、区職員との連携を図る

こと。

- ② 各ワークショップの実施にあたり、効果的かつ安全に配慮した人員配置を行うこと。
- ③ 各ワークショップの活動プロセスにおいて、参加者の対話・協力などのコミュニケーションを図る取り組みを行うこと。
- ④ 活動後に振り返りの時間を設け、参加者が学んだことや感じたことを共有する取り組みを行うこと。
- ⑤ 事業の広報、参加者受付、参加者連絡調整については区が実施する。
- ⑥ ポスター等広報物の作成は主に区が行うが、宣材写真の提供等の作成にあたる協力をを行うこと。
- ⑦ 不測の事態に備え、緊急時の体制を配備するとともに、事前に参加者に対応方法等を周知すること。
- ⑧ 事業に関連して怪我や事故及び施設や備品の損傷等が発生した場合に備え、保険等に加入すること。
- ⑨ 実施に当たって必要な資機材については受託者が負担し、用意すること。但し、主催者が用意する事が合理的かつ今後の活動に資すると判断される場合はこの限りでなく、適切な助言を行うこと。
- ⑩ 事業の実施に際し、地域の活動団体や大学、企業、住民等の多様な主体と連携し、高島平地域のみどりに関する新たな繋がりや継続的な展開を生み出すことを意識すること。多様な主体については区が窓口となって募集を行い、その都度受託者と連携するものとする。
- ⑪ 実施した内容について、年度ごとに報告書をとりまとめること。また、本取組みを広く周知するため、動画等を制作し、わかりやすく伝えるための工夫を行うこと。動画等の制作にあたっては、撮影・編集を受託者で実施すること。

## 6 支払い

契約代金は、区の検査に合格後、請求に基づき年度毎一括して支払う。

## 7 その他

- (1) 本業務の着手にあたり、受託者は契約締結後に業務着手届とともに、業務計画書を区に提出すること。なお、業務計画書には次の事項を記載すること。

- ①業務概要
- ②実施方針
- ③業務工程
- ④業務組織計画
- ⑤打合せ計画
- ⑥ワークショップ開催に係る企画書素案
- ⑦使用する主な図書及び基準
- ⑧連絡体制（緊急時を含む）
- ⑨使用する主な道具等

## ⑩その他

- (2) 本委託業務の実施にあたっては、「高島平地域交流核形成まちづくりプラン」「高島平緑地再整備方針」等関連計画に示す考え方を踏まえた内容とすること
- (3) 受託者は、工程管理を適切に行い、定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を区に連絡し、その指示に従うものとする。
- (4) 受託者は、区と定期的に打ち合わせを行い、進捗状況を綿密に報告すること。
- (5) 受託者は、当該事業実施に当たっては関係法令を遵守すると共に、安全管理に十分に配慮すること。
- (6) 受託者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、付帯する業務の一部についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に本契約内容を十分に理解させ、かつ再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を区に事前に通知し、その承認を得なければならない。
- (7) 故意または過失を問わず、本業務の履行にあたって受託者が区、区施設又は参加者に損害を与えた場合、賠償の責は受託者が負うこととする。
- (8) 本業務により知り得た個人のプライバシー等に関する事項については、【別紙3】「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」及び【別紙4】「電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」によるものとする。
- (9) 区が、受託者に貸与した資料等の取り扱いには十分注意しなければならないものとする。
- (10) 受託者は搬入・搬出等でディーゼル自動車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車を使用すること。
- (11) 本仕様に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、区と受託者が協議のうえ定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

## 8 担当

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号（本庁舎北館5階）

板橋区 まちづくり推進室 高島平まちづくり推進課

担当：小宮山・香川・浅原 電話 3579-2183(直通)